

議案第17号

鯖江市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鯖江市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月24日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本市の基準についても、これに準じて所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鯖江市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年鯖江市条例第12号）の一部を次のように改正する。

本則中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項各号」を「第19条各号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第4条第2項第3号中「同項」を「同条」に改める。

第15条第1項第4号中「および」を「及び」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第44条中「および」を「及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。